

報道各位

新潟市福祉部

介護保険法及び生活保護法に基づく行政処分について

このことについて、下記のとおり、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定取消し及び生活保護法に基づく指定介護機関の指定取消しを行いました。

1 事業所の概要

事業所名 : すこやか介護センター
運営法人 : 医療法人社団愛敬会
事業所所在地 : 新潟市北区彩野4丁目638番地5
事業種別 : 訪問介護（平成23年7月1日指定）

事業所名 : 鳥屋野の里介護センター
運営法人 : 株式会社愛敬園
事業所所在地 : 新潟市中央区長潟1204番地1
事業種別 : 訪問介護（平成26年10月1日指定）

2 指定取消しの年月日 平成30年10月1日

3 指定取消しの理由

介護給付費の不正請求（介護保険法第77条第1項第6号）

平成27年4月6日に事業所移転の変更届を提出したが、実際は移転前の有料老人ホーム内で業務を行い、実態のない事業所から有料老人ホーム入居者へ訪問介護を提供したとして、介護報酬を請求し受領した。

また、利用者の人数調整のため、サービス提供記録を書換え、虚偽のサービス提供記録の作成を行い、介護報酬を請求し受領した。

（対象期間：平成27年4月から平成29年11月まで）

介護の報酬の不正請求

（生活保護法第54条の2第4項で準用する第51条第2項第4号）

上記同様

4 利用者への対応

利用者については既に他法人へ引き継ぎ済み。

問い合わせ先

（介護保険の処分内容について）

福祉部介護保険課 指定係 渡辺 電話：025-226-1293

（生活保護の処分内容について）

福祉部福祉総務課 保護室 高橋 電話：025-226-1176

（監査結果について）

福祉部福祉監査課 長澤 電話：025-226-1182